

生駒市規則第 18 号

生駒市法令遵守推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市法令遵守推進条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市法令遵守推進条例施行規則（平成 19 年 10 月生駒市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「誠実に」を削る。

第 8 条本文中「条例第 11 条ただし書に規定する」を「匿名で行う」に改め、「記載した書面を」を削り、「場所に送付して」を「窓口（以下「窓口」という。）に、書面により送付し、又は電子メールにより送信して」に改め、同条ただし書中「これ」を「これら」に改め、同条第 1 号中「及び連絡先」を削り、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 通報者の連絡先

第 9 条中「書面」を「窓口への書面の送付又は電子メールの送信」に改める。

第 11 条中「委員会があらかじめ指定した場所」を「窓口」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。